



## 国民年金のお知らせ

### ○国民年金保険料が変更になりました！

国民年金保険料は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定され、令和3年4月からの保険料は、**月額16,610円**となりました。(令和3年3月までは月額16,540円)

#### 【保険料の主な支払い方法】

- ①納付書による現金納付 ②口座振替 ③クレジットカード納付

※納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されていますが、紛失などで手元に無い場合は再発行することができますので、最寄りの年金事務所へ問合せください。

※口座振替およびクレジットカード納付は、事前に届出が必要となります。届出書は役場にあるほか、日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> からダウンロードすることもできます。

### ○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先まで問合せ願います。

問合せ	福祉課 福祉グループ	☎21-2120
	小樽年金事務所 国民年金課	☎0134-23-4236

## 国民健康保険のお知らせ

### ○国民健康保険の加入・脱退手続きについて

退職等の理由で、加入していた健康保険を脱退し、任意継続しないなど、他の健康保険に加入することが無い場合、今まで加入していた健康保険を脱退してから14日以内に国民健康保険に加入していただくことになります。現在の健康保険制度では生活保護を受けている方など以外は、いずれかの健康保険に加入しなくてはなりませんので、まだ手続きをされていない方は、お手続きください。

国民健康保険の資格は、先に加入していた健康保険の脱退した日までさかのぼりますので、手続きをしないで放っておくと、過去の保険税を一括して納めていただくことになります。また、病院にかかった時の医療費も保険が使えなくなることもありますのでくれぐれもお手続き忘れのないようご注意ください

また、現在国民健康保険に加入している方で、就職等により、新たに社会保険や共済保険等に加入された方、他市町村へ転出した方等も、国民健康保険の脱退や変更の届出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は保険課窓口まで届出ください。また、郵送での届出を希望される方は、提出書類をご説明しますので、保険課医療給付グループまで問合せください。

### ○国民健康保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険に加入の方で、次に該当する場合は、収入の有無にかかわらず収入申告が必要になります。申告をしないと、保険税の軽減措置や、保険給付のサービス等にも影響が出る場合がありますので、まだ申告をされていない方は、お早めに手続きください。

住民税や所得税の扶養になっていない方（年齢が19歳以上）で

- ①遺族年金や障がい年金等、非課税収入のみの方 ②昨年1月から12月中に収入の無かった方

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121